

平成25年度 第2回健康生活支援審議会健康づくり支援部会 議事録

日 時：平成26年2月26日（水）

午後8時00分～8時30分

場 所：帯広市役所 10階 第4会議室

● 会議次第

1. 開会

2. 会議

- (1) 前回会議の議事録（案）の確認
- (2) 平成26年度 健康推進課予算について
- (3) けんこう帯広21について
- (4) 新型インフルエンザ等行動計画（素案）について
- (5) その他

3. 閉会

- 出席委員：井出渉部会長、吉村典子委員、佐土根由委員、高橋きみ子専門委員、有岡秀専門委員、高橋セツ子専門委員

● 議事録

○ 事務局

こんばんは。

それでは、ただいまから、平成25年度第2回健康づくり支援部会を開催させていただきます。本日の委員の出席は、健康づくり支援部会、委員8名中8名のご出席をいただいております。出席人数が委員の過半数を超えていますことから、本日の部会は成立しております。

それでは、これよりの議事進行につきましては、井出部会長にお願いいたします。

○ 部会長

それでは、会議に入らせていただきます。

まず、前回会議の議事録の確認について、議題といたします。

この議事録は、この場でご確認いただいた後、公開される予定となっております。

議事録につきまして、ご質問やご意見があればお願いします。

○ 委員

[質疑応答なし]

○ 部会長

特になければ、会議録は了承されたものいたします。

次に、平成26年度健康推進課関係予算について議題いたします。事務局、説明願います。

○ 事務局

資料1をご覧ください。平成26年度の健康推進課関係予算(案)につきまして、説明させていただきます。資料は1と2になりますが、始めに「資料1」をご覧ください。

平成26年度の健康推進課予算の概要であります。総事業費は、9億2千929万8千円あります。内訳といたしましては、左上に、記載してありますように保健衛生総務費が1億2千35万3千円、そのうち、保健衛生推進費が1千94万7千円、食・運動改善推進費が89万円、公衆浴場対策費が1千381万4千円となっております。

続きまして、右側に行きまして、予防費は、総額で4億5千102万7千円となっており、がん検診・健康診査費が、1億6千272万1千円、予防接種費が、2億2千853万5千円、感染症予防費が、4千508万4千円などとなっております。続きまして、左下に行きまして、保健福祉センター費は、保健福祉センターの管理に要します経費で4千523万6千円を計上しております。

最後に、右下になりますが、夜間急病診療費で、3億1千268万2千円となっております。内訳といたしましては、夜間急病センターの管理運営費が、2億1千586万3千円。在宅当番や二次救急医療など、救急医療対策費が9千681万9千円となっております。

続きまして、資料の2、「平成26年度健康推進課関係予算及び主な事業」であります。左側に、平成22年度からの26年度までの5年間の予算額と対前年度の増減額の推移を記載しております。左下の「折線グラフ」を見て頂きますと、一番上の点線が、合計額ですが、平成23年度から増加傾向にあり、平成25年が11億6967万4000円と増えておりますが、これは、平成26年4月に柏林台に開設する休日夜間急病センターの建築費が含まれているため高くなっております。平成23年からは国の事業として大腸がん検診の無料クーポン事業、平成25年から子宮頸がんワクチン、細菌性髄膜炎などの3ワクチンの接種費用助成事業や定期接種化などがん検診、予防接種経費の増によるものであります。

続きまして、下の円グラフは平成26年度の予算の構成比であります。予防費が48.5%、夜間急病診療費33.6%、保健衛生総務費9.9%の順とな

っております。次に、「平成26年度の主な事業」についてであります。資料の右側をご覧ください。

まず、休日夜間急病センターの管理運営であります。

平成26年4月1日より、場所を柏林台西町2丁目に移転し、初期救急として休日・夜間の内科・小児科の診療を開始いたします。これまでは、夜の9時から朝8時までの夜間診療に加えて休日の9時から夕方5時までの休日診療も行います。医療スタッフに関しては、現在、夜間は医師1名看護師2名で行っていますが、休日は帯広市医師会の協力を得て医師2名を派遣してもらうこととなり、それに伴い看護師4名、看護助手2名、薬剤師会からの派遣で薬剤師2名、放射線技師1名での構成になっています。

次に、「子宮頸がん・乳がん検診無料クーポン事業の見直しについて」であります。平成21年度より子宮頸がん・乳がん検診無料クーポン事業を実施してまいりましたが、これまで子宮頸がんは、20歳から40歳までの間で5歳刻みの年齢がクーポンの対象でした。乳がんについても40歳から60歳までの間で5歳刻みが対象でしたが、21年度より5年間経過し、それぞれの年代で一巡したということで、26年度から対象者は、子宮がんは20歳、乳がんは40歳のみを対象とするという国の制度改正です。これまでのまでのクーポン事業の未受診者に対しては再度クーポンを送付し受診勧奨を実施いたします。

次に、「全国健康都市めぐりの開催」についてであります。

健康都市連合加盟都市全国で30都市あり、帯広も昨年7月に加盟しました。それらの加盟都市と共に市民や企業、道内他地域、管内町村にも参加頂き、健康に係るテーマでの基調講演や帯広市や他都市の健康づくりについてのディスカッションなどを実施する予定です。平成26年8月23日、とかちプラザにて開催予定です。

最後に、「自殺対策の推進」についてです。

また、自殺を考えている人のサインに気づき、支援につなげ、見守るという適切な対応が図れるように、ゲートキーパーの養成を平成26年度にも継続して実施します。その他、こころの体温計によるストレス度チェックなどについても継続して実施いたします。

説明は、以上でございます。

○ 部会長

ただいまの事務局の説明について、何かご意見ご質問はございますか。

○ 委員

前回の報告から変更したことはありますか？

○事務局

前回から変わった事としては、ふれあい銭湯事業は年間 36 回土曜日を中心に行っていますが、子供たちが無料で入浴できマナーが良くないのご指摘もありましたが、引き続き事業を行っていきたい。報道でもあるように帯広温泉が廃業、パール温泉も今年度いっぱい営業終了するため、15 浴場から 12 浴場になり公衆浴場自体も継続が難しくなっているため行政の義務として公衆衛生を確保する意味からも引き続き支援していくこととして予算を計上しました。

○専門委員

いつも利用している人が子供が来る日は利用しないと聞いていると聞いています。

○専門委員

自殺対策について、帯広の若い女性と働き盛りの男性の自殺が多いということですが、こういう人たちへの働きかけとして、電話がかかってくるのか、こういうことでとどまることができたとかというような事例がありますか？

○事務局

健康推進課には、匿名の電話がよくかかってくるのですが、その中で若い女性の電話も多いです。何が不安なのかよく聞きます。死にたいと言って 1 時間程度聞くこともあります。その場合には、ゆっくり話を聞き、「また電話して」とつながりを作り（名前を名乗らない場合）またかかってくるのを待つという対応をしています。中には、来所しての相談の機会を作ったり私たちが訪問させていただいたりして医療機関などに繋ぎとどまることもあります。

○専門委員

ただ、小・中・高校生も含めて、そのような気持ちになるというのは、本当にどうやったら救ってあげられるのか。テレビコマーシャルなどで一行でもいいから、“明日も明るくがんばろう”とかなど帯広市のコマーシャルで入れるなどできないのかなと思ったりしています。すみません、以上です。

○事務局

今日、多分野合同研修会があり、いろいろな関係機関、実際に相談を受けている方の会議があり、帯広の特徴として 20 歳代の女性が多い、働き盛りの多い、という事で、原因は何かと分析した結果をお伝えしましたが、どんなことができるのか検討・ディスカッションしました。その中では、話を聞く、傾聴することによって相手の気持ちの負担も軽くなり、内容によってはどこに繋いだらよいのかもわかる、というこ

とで一番聞くことが大事ということが今日の会議の中で実際に相談業務に携わっている方たちの意見の中で多かったです。

○専門委員

そう思います。自分が一言発する（話をきいてもらう）ことによってちょっと軽くなる部分があるかなと。

○事務局

若い方の自殺に関して、どこに相談したらよいか分からないとおっしゃる方が多いです。“こころの体温計”という携帯電話からアクセスして自分のストレスをチェックするサイトですが、帯広市で事業を起こしやっている。成人式でティッシュに相談窓口・こころの体温計のサイトを紹介する小さなカードを入れて配布しました。その後、アクセス数が倍以上になり、ひと月に200件のアクセスがありました。相談窓口のPRが必要でこころの体温計でアクセスした方へは、最後に相談窓口の案内へ繋がる仕組みになっている。地道にこのような活動を続けていくことも大事なかなと思っています。

○部会長

他に何か、ご意見、ご質問はないでしょうか？なければ、質疑を終了いたします。次に、「けんこう帯広21」について議題といたします。事務局、説明願います。

○事務局

「けんこう帯広21」に関する事業実績報告の説明をします。昨年2月の部会で、けんこう帯広21点検評価表として報告していたものですが、従来のけんこう帯広21の評価については、平成23年度から2ヵ年かけて部会で審議いただき、評価もしていただいておりますことから、今回は平成24年度の事業実績についての報告とさせていただきます。

表の真ん中の項目にあります「主な事業と実績」ではありますが、24年度の保健事業につきましては、昨年11月の第1回の部会において平成22年度から24年度までの3ヵ年分の実績について報告をさせていただきました。表の右側に項目があります「課題と方向性」につきましては、第二期けんこう帯広21策定時に部会において審議をいただいた結果をもとに作成しております。

次に、「第二期けんこうおびひろ21」について説明をさせていただきます。本計画につきましては、平成24年12月19日の健康づくり支援部会におきまして原案を御審議いただいた後、平成25年1月9日の厚生委員会にて報告後、1月9日から2月8日

までの1か月間パブリックコメントを実施した結果、意見の提出がなかったことから、原案の修正がないものを「第二期けんこう帯広21」(案)として、平成25年2月27日の本部会において報告をさせていただきました。その後、事務的な手続きを踏み、これを計画として公表し、平成25年4月より、帯広市の健康増進計画「第二期けんこう帯広21」をスタートさせたところでございます。

「第二期けんこう帯広21」は、ライフステージ別に、めざす35項目の目標項目を設定しており、取組みの進捗管理を行う委員会としまして、庁内関係課で構成する「けんこう帯広21推進委員会」を平成26年1月27日に設置したところでございます。取組みの経過につきましては、今後も本部会において報告し、ご意見等いただきながら目標の達成に向けてすすめていく予定となっております。

報告は以上でございます。

○部会長

ただいまの事務局の説明につきまして、何かご質問やご意見はございますか。

○事務局

平成25年から「けんこう帯広21」が新しく変わり、一昨年は策定の作業でこの部会でご協力いただき、新しい計画に変わりましたので、平成25年1年間が終わってからの点検・評価を引き続きやらせていただきます。

○部会長

他になれば、質疑を終了いたします。

次に、新型インフルエンザ等行動計画(素案)について、議題といたします。事務局、説明願います。

○事務局

「帯広市新型インフルエンザ等対策行動計画」の素案について、ご報告させていただきます。

本計画の策定にあたりましては、昨年11月の(地域医療推進部会)健康づくり部会におきまして、計画見直しの考え方と今後のスケジュール等についてご報告させていただいたところでございます。A3資料の概要版に基づきましてご説明させていただきます。

「Ⅰ はじめに」では、特別措置法が制定され、それに基づいて国の行動計画北海道の行動計画、市の行動計画を作ることとなっております。

次に、「Ⅱ 基本方針」でございます。この計画の目標としまして、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること、市民の生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることが、目的及び基本的な戦略となり

ます。感染拡大防止の基本的な考え方としましては、発生段階に応じた対応とともに、社会全体で取り組む防止策と市民一人ひとりによる防止策を記載しております。なお、本市の被害想定ですが、政府行動計画の流行規模に準じ、推計したところ、感染者が人口の25%に相当する約42,000人、死亡者が中等度・重度を合わせて約1,060人を想定しております。中ほどに「行動計画の主要項目」を記載しておりますが(1)から(7)まで、それぞれの分野ごとに対応内容を示しております。

市町村の役割としまして、主な点についてのみご説明させていただきます。

「実施体制」では、国で緊急事態宣言時の市長を本部長とする対策本部の設置、「予防・まん延防止」では、個人によります手洗い、うがい、咳エチケットなどによります感染拡大防止対策の周知徹底のほか、とちぎ帯広空港にて帰国者の健康観察への協力となります。「予防接種」には、特定接種と住民接種がございます。

特定接種とは、住民接種に先行して行われ、主には医療提供者、厚生労働大臣の登録を受け国民生活や経済の安定に寄与する業務を行う事業者、対策の実施に関わる公務員となります。市で実施するのは、主に市職員に対する特定接種となります。また、住民接種は、対象者を医学的ハイリスク者、小児、成人・若年者、高齢者の4つの群に分け、状況に応じまして国が優先順位を検討中です。「市民生活・市民経済の安定の確保」におきましては、高齢者世帯など、孤立し生活に支障をきたす世帯への支援の準備をすすめることとなっております。

続いて、右側をご覧くださいと思います。上段では、それぞれ国・道・市・医療機関の立場ごとの対策推進のための役割分担を記載しております。

次に「Ⅲ 対策」では、各発生段階におけます状態を表記させていただいておりますが、6つの発生段階に応じて、道の行動計画に準じまして設定しております。また、国より緊急事態宣言が出されますと、市は対策本部を設置することとなります。

次の2ページから3ページが、各段階におけます対策の各論でございます。特に、予防接種の部分について説明させていただきます。特定接種につきましては、帯広市で言えば、市職員のインフルエンザ対策を担う職員が特定接種を実施する。また、住民接種につきましては、それぞれ国から示された順位によってワクチン接種が可能になり次第行われるということになっている。緊急事態宣言が行われた場合につきましては、法に基づく臨時の予防接種をすることになっている。市民生活・市民経済の安定確保につきましては、国が緊急事態宣言を行った場合、水の安定供給のための必要な措置をはじめ、事業者のサービス低下を許容するよう住民へ呼びかけるとともに、道と連携し生活物資の価格高騰、買占め・売惜しみなどが生じないよう調査・監視し、供給の確保や便乗値上げの防止の要請を行います。また、市民への相談窓口や情報収集窓口を設置することになります。道内感染期におきましては、多くの市民が死亡することが想定されますことから、遺体安置所の確保や火葬及び埋葬の手配なども想定

されております。内容につきましては、2月19日に市の厚生委員会がございましてそちらへの報告を済ませてございます。現在は2月20日から広く市民の意見をいただき、パブリックコメントの手続きに入っています。3月20日まで行いその意見等をふまえ、新年度の5月に成案としてまいりたいと考えております。報告は以上でございます。

○部会長

ただいまの事務局の説明につきまして、何かご質問やご意見はございますか。

○事務局

「帯広市新型インフルエンザ対策行動計画見直し」について、ご報告させていただきます。資料3をご覧くださいと思います。

まず初めに、これまでの経緯ですが、平成24年5月に新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布に基づきまして、平成25年6月に国において「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が改正されております。本市におきましては平成21年9月に「帯広市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定していますが、国や道と整合性のある対策が図られるよう、見直しを行うものです。

国の動向についてですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法が本年4月13日に施行されております。その目的は、新型インフルエンザや全国的に、急速な、蔓延の恐れのある新感染症に対する対策の強化を図り、新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小とすることとなっております。

これまでと異なる点といたしましては、対策本部の設置の条例化をはじめ、緊急事態発生の際の措置としまして、外出の自粛・催し物の制限の要請や指示、特定事業者や住民を対象とした予防接種、医療提供体制の確保等が主な変更点です。

資料右側をご覧ください。

見直しにあたっての考え方ですが、基本方針といたしましては、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」と、「市民生活・市民経済に及ぼす影響を最小とする」ことが骨子となります。

行動計画には、5つの項目があります。

1つめの、「実施体制」としまして、対策本部の設置と施策の推進」2つめに、「情報収集・提供」としまして、新型インフルエンザ等の情報収集と、特定事業者及び市民への情報提供、3つめに、「予防蔓延防止」としまして、感染拡大防止対策の市民への周知や新型インフルエンザ等の蔓延に関する措置、4つめに「予防接種」としまして、特定事業者や市民への予防接種の実施、5つめに「社会経済機能維持」としまして、生活環境の保全や地域経済の安定があげられております。

今後の見直しのスケジュールですが、行動計画策定の進め方といたしましては、本部

会におきまして審議を経ましてご意見をいただきながら関係機関との協議などを経て、計画素案をまとめてまいります。明年 2 月には本部会へ行動計画素案を説明させていただくと共に、厚生委員での審議を経てパブリックコメントを実施し、平成 26 年 5 月の厚生委員会での報告の後、成案としてまいりたいと考えております。報告は以上です。

○部会長

何かご意見、ご質問はないでしょうか。

○委員

(新型インフルエンザは) 来るのでしょうか。

○事務局

新型インフルエンザに関しましては、通常の季節性インフルエンザとは全く別の、今まで発症したことのないタイプのインフルエンザかつ広範囲に流行の恐れのある感染症とのことなので出てみないと分かりません。

○委員

来ないと思った津波が山ほど来て、予防というのは一番大事なことだと思うのですが、最後の方を読んで一番これに該当するのではと思います。火葬場の能力および、高齢者の対応などですね。

○事務局

平成 21 年に新型インフルエンザが発症して学校閉鎖などがありました。それまで想定していなかったので指揮・命令系統やワクチンのことなど、後手後手にまわった反省をふまえて今回は国が法律を改正して体制を整えることがこの行動計画です。

○委員

発生から小康期に至るまでの期間の予測というのは、ありますか？

○事務局

数ヶ月単位だと思います。

○専門委員

ワクチンというのは、実際使えるようになるまでには、時間はかかるわけですね？

○事務局

通常、新型インフルエンザのタイプを判定してそれを培養してワクチンを作るので

半年近くかかります。国で国内生産が追いつかない場合は、海外で先行的にワクチンを製造していれば、輸入することも国でします。住民が接種する量のワクチンは国内で生産しなければなりませんので、タイムリーに接種できるかどうか、どういう形になるのかは、未知の部分もあります。

○専門委員

新型という正体が分かりませんものね。

○事務局

特定接種は医療関係者ですとか、公務員、ガス・電気の会社の職員は同じく特定接種するのですが、新型のワクチンではなくてプレパンデミックといって、それまでにある風邪のタイプのワクチンを取りあえず打って新しいタイプのインフルエンザが発症したときに対応する流れになっています。

○専門委員

日常の体力づくり・健康づくりが一番大事なことなのかなと思います。
そして、予防接種をしても免疫ができるまでに時間がかかるのではないのでしょうか。現在のインフルエンザの予防接種でも高齢者は免疫ができるのに時間がかかります。ヨーグルトを食べていると早い、という実験データがあります。乳製品、特にヨーグルトの乳酸菌が作用してくれます。

○専門委員

普段からの健康づくり・食生活も含めて一番大事なこと。
来てみないと分からないということが怖いですよ。

○事務局

海外で発生する、たとえば中国で発生した場合日本に入ってくるのは時間の問題ですよ。日本では、まず、どこから入ってくるかですよ。海外で発生すると空港が制限されますから、チャーター便は入って来られなくなりますので、成田や羽田、名古屋など限られた空港での水際作戦をして国内に入らないようにするのですが、平成21年6月には入ってきてしまい拡がってしまったのです。水際作戦というのは相当難しい、完璧なものではないというのが現状です。

○部会長

他にありませんか？

全体を通して何かご意見・ご質問ありませんか？

○専門委員

今、中国のPM2.5に対して帯広市としての対策はあるのでしょうか？
この辺まで来そうですね。ずっと真っ赤になっていて。家の中に閉じこもっていな
さいって。

去年もありましたよね。大阪や京都はひどいですよね
どうしたらよいのか、どなたか教えてくださいませんか？

○事務局

市の方ではまだ定点観測ということまでには至っていません。九州の自治体によ
っては定点観測をして一定以上飛んでくることが確認できれば注意を促すようなこと
をやっているところもあります。まだ、どの辺まで来ているのか明らかになっていま
せんので場合によっては、放射能の時のように各地区地区で、定点観測をして情報を
発信していく事も場合によってはあるかも知れません。

○専門委員

風に乗ってくるか、海流に乗ってくるか。
それに関しても市は（定点観測は）やっていないんですね、今の段階では。

○事務局

測定しているということは聞いていません。

○専門委員

やっぱりやるべきですよね。花粉は誰がやっているのですか？民間ですか？

○専門委員

関東・東京周辺では、測定して情報が流れるようになっていますが、北海道では花
粉情報としてはないです。ただ、天気予報などで気象予報士さんが話すことありま
す。

○専門委員

安全と信じていていいのでしょうか。自分で情報を集めて自分で守らなきゃなら
ないのですよね。

1月中旬に福岡に行って来たのですが気のせいかもしれませんが空は茶色っぽく太
陽が日食のように見えていました。北海道だから安心していいのでしょうか。

○専門委員

今日はテレビで何回もやっていますものね。
目で見えるものと放射能のように目に見えないものがありますから、難しいですよ。

○部会長

他になれば、質疑を終了いたします。
次に、委員の皆さまから何かありますか。なければ、事務局から何かありますか。

○事務局

今後のスケジュール案につきまして、第 6 期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定概要と合わせてご説明させていただきます。第 6 期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定概要について説明させていただきます。

資料 6 をご覧ください。本策定作業の審議につきましては、先ほど、健康生活支援審議会において、高齢者支援部会及び健康づくり支援部会へ委任されております。計画策定の目的については、高齢社会が急速に進展する中で、いかにして長寿社会にふさわしい高齢者保健福祉を構築していくか、その目指すべき基本方向と取り組むべき施策を明らかにするものです。

計画の性格として、すべての高齢者の健康づくり、生きがいづくり及び介護保険サービスの政策全般に関わる計画であることから、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一本化した計画として策定します。

本計画の法令根拠と期間ですが、老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条などに基づき策定するものです。第 6 期計画は、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年を見据えた中長期的な視点を持ちながら、第 5 期計画に係わる必要な見直しを行い、平成 27 年度から平成 29 年度までを計画期間として策定します。

第 6 期計画策定にあたっては、第 5 期計画中の介護保険事業や高齢者保健福祉事業等をめぐる環境変化の把握とともに、第 5 期計画における介護給付実績の評価の実施、高齢者保健福祉施策の執行状況の検証、日常生活圏域の高齢者ニーズ等について調査します。また、地域包括ケアシステム構築のため、第 5 期計画の取り組みを承継発展させるとともに、給付と負担の在り方や圏域ごとのバランスなどの調整を図りながら計画を策定してまいります。

計画の審議及び取りまとめについては、部会において概ね 6 回程度の審議を経て計画原案をまとめ、27 年 2 月の健康生活支援審議会において計画案の審議をいただき、了承をいただきたいと考えております。

また、計画の策定にあたり、市民や介護事業者、介護労働者を対象にアンケート調査を行うほか、パブリックコメントを実施し、第 6 期計画を決定したいと考えております。詳細のスケジュールについては、裏面の策定スケジュール（案）をご覧ください。

26年4月から5月には、日常生活圏域ニーズ調査等の実態調査を実施します。また、5月には厚生委員会において理事者報告を行い、6～7月には、高齢者支援部会と健康づくり支援部会による第1回の合同部会を開催し、第5期計画の進捗状況などについて審議します。

8月に開催予定の第2回の合同部会では、日常生活圏域ニーズ調査等の結果の報告を行い、9月から10月には、市民意見交換会及び関係団体との意見交換会を予定しております。

10月の第3回・第4回合同部会では、意見交換会等の結果の報告及び骨子案について審議するとともに、11月厚生委員会において同様に、理事者報告を行います。12月には、第5回合同部会において原案の審議を行い、27年1月の厚生委員会において理事者報告を行います。原案の審議後、1月から2月にかけて、パブリックコメントを実施し、原案公表と意見聴取を行います。パブリックコメント実施後の第6回合同部会では、第6期計画案について審議し、健康生活支援審議会に報告、厚生委員会において理事者報告します。

その後、3月には計画策定の公表を行い、4月に計画書を発行するというスケジュールとなっています。

スケジュール案は以上でございます。

○部会長

ただいまの事務局の説明につきまして、何かご質問やご意見はございますか。

○専門委員

会議を6回もしているんですね。

○事務局

高齢者支援部会と私どもの健康づくり支援部会の合同という事でやらせていただくこととなります。この計画は3年毎の計画ですので、国から短い間隔で作りなさい、世の中の流れがどんどん変わるのでそれに合わせるように、ということなのです。

○部会長

何かご意見・ご質問ありませんでしょうか？

○専門委員

ここの部会とは関係ないのですが、子どもの体力づくりというのはどこの部署でやっているのですか？

○事務局

学習指導要領の中での体力づくりであれば、学校教育・教育委員会、学校教育指導室、少年団になるとスポーツ振興課という位置づけになります。

○専門委員

それは、分かるのですが、子どもの体力づくりは、どこでやっているのかなあと思って仕方ないのです。近くの学校に聞いたら「縄跳びはやってますよ」という返事でした。

○事務局

スポーツ振興室では、総合型スポーツクラブの設置などをやっています。

○専門委員

それはやってもここの部会に関係ない。本当に一部の人間が、少年団だってその程度ですから。全児童・全生徒に対してはどのような計画でやっているのか。前から気になっていたけど、分からないままなので…。高齢者に対しては、それなりにやっているようだけど。

○事務局

学校のエリアは基本的には学校でやるのですが、教育の場面と、自主活動部分へ行政がどの様に関わるかとすれば、いろいろな場所の提供や遠征費などに対して補助するなど関わっています。

○専門委員

審議会の中には子どもに関係した部会がありましたよね？
そこでは、そのようなことはしていないのか？

○事務局

はい。この健康生活支援審議会でも、子ども未来部なので、乳幼児や就学前の子どもが対象なので。就学してしまうと教育委員会へ担当が移行します。

○専門委員

以前もご心配されましたものね？やはり、昔は町内で子どもたちいっぱい遊んで体力づくりをしていた。今は遊んでいる子どもの姿はほとんどない。どこへ行って、何をしているのかがご心配なのでしょう？少年団で遅くまで、少年野球をしている子ども、体育館でバスケットをやっている子ども、塾へ行っている子どもどこへ行っているのか。少子化だけでなく大きな問題だと思います。どうすればいいと思いますか？

よく分からないのだけど、子どもの体力全体が、幼稚園・保育所からせめて中学校までの総合的なものをもっと作るなど考えていかないと、それぞれの部分でチョコチョコやっているような印象しかないものですから。

○専門委員

どんと柱を立ててやって欲しい。

子ども未来部をつくってもそれぞれのセクションでやっていて総合的にやっていないなあという感じがしてしょうがない。ここで言っても仕方ないのですが。

○専門委員

やっぱり繋がっていくのですから。高齢者へ。

○事務局

教育現場では、学力テストや体力テストという形で評価をしているのですが、それを作るための基本的な部分。例えば教科のなかでどういう取り組みをしていくのかという部分は、あくまでもコマ数でしか指導要領の中でも出ていませんので、学校によってどういう教育をするのかというのは一律ではない。あくまでも時間数で先生方は教科を振り分けするので。

○専門委員

すみません。ここでこの話をして申し訳ありません。

○事務局

帯広の方にもっと体力をつけて欲しいし、帯広に教育研究所というところがあるのでそういうところで先生方は大いに体力づくりのものを作って欲しい。

○部会長

他に何かご意見はないでしょうか。よろしいですか。

それでは最後に全体を通して何かございませんでしょうか？

以上で予定されている議事は終了いたしました。本日はこれで閉会といたします。お疲れさまでした。